

令和2年10月29日

お知らせ

「チャレンジャー・ビジネスウェア」の導入について

標記について、職員の服装の軽装化・最適化を行う「チャレンジャー・ビジネスウェア」を下記のとおり導入しますので、お知らせします

記

1 目的

働き方が多様化する中、職員の自由度を高め、前例にとらわれず新しいことにチャレンジし易い環境づくりを行うため、また、新型コロナウイルスによる「新たな生活様式」や「働き方改革の推進」に適応できるよう、その契機として職員の服装の軽装化・最適化を行う「チャレンジャー・ビジネスウェア」を導入する。

2 取組内容

職員の勤務時間中の服装を自由とする。

3 実施時期

令和2年11月1日から

4 具体的な効果

- ①新たな取り組みへのチャレンジ
- ②仕事のしやすい職場環境づくり
- ③業務の効率化・生産性の向上
- ④在宅勤務(テレワーク)の推進
- ⑤衣服の購入による消費拡大(地域で「経済を回す」仕組みに資する)
- ⑥地球温暖化対策や省エネ対策の推進